

5-4. 学校法人作陽学園役員及び評議員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人作陽学園（以下「法人」という）の寄附行為第55条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人に置いて勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、法人の給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤役員の報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 評議員（職員評議員を除く。）の報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員の報酬等の支給日は理事長が定める。

- 2 評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員（職員評議員を除く。）が会議又は業務のため出勤または出張した場合は、旅費等を支給する。

- 2 旅費等の額・支払い方法等は理事長が定める。
- 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第7条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
- 3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第9条 この規程の運用について必要と認めた事項については、理事長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は昭和59年4月1日から施行する。
1. 昭和62年6月1日一部改正し、同日から施行する。
1. 平成11年4月1日一部改正し、同日から施行する。
1. 令和2年4月1日一部改正し、同日から施行する。
1. 2025年4月1日一部改正し、同日から施行する。

(2025年5月27日 理事会確認)

別表第1 (非常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	年額 20 万円
監事	年額 10 万円

別表第2（非常勤役員の退任慰労金）

在任年数×5 万円

※上記在任年数は就任から退任までの1か年単位とし、1年未満の端数年は、1年に切り上げる。

※在任期間は他の職務との兼任期間を除いた期間とする。

※死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。

別表第3（評議員の報酬）

評議員 (職員評議員を除く。)	評議員会等の出席その他法人の業務	日額 2 万円
--------------------	------------------	---------